様式第２号（第５条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

坂井市長　様

　移住支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、及び同意します。

記

１　誓約事項

（１）坂井市ＵＩターン移住就職等促進支援事業に関する報告及び立入検査について、坂井市から求められた場合には、それに応じます。

（２）以下の場合には、坂井市ＵＩターン移住就職等促進支援金(東京圏型)交付要綱の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア　申請にあたって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額

イ　申請日から３年未満に坂井市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ　申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ　福井県が、福井型スタートアップ創出支援事業交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消した場合：全額

オ　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に坂井市以外の市区町村に転出した場合：半額

２　同意事項

（１）移住支援金の支給要件、返還要件等への該当の有無を確認するために、坂井市が、住民基本台帳登録状況等の調査による居住地確認、税務部門への納税状況確認、就業先への調査等による就業状況確認などを実施すること。

（２）福井県及び坂井市が、坂井市ＵＩターン移住就職等促進支援事業の実施に際して取得した個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。

（３）誓約事項第２項に基づく返還金が発生し、その返還に遅滞が生じた場合、債権回収に必要な範囲で、坂井市が保有する個人情報について、当該情報を保有する各所管課からその提供を受け利用すること。

交付申請をされる方へ（注意事項）

誓約事項第２項に基づく返還金が発生し、その返還に遅滞が生じた場合で、督促によっても返還がされないとき、訴訟手続に移行する場合があります。

　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　※署名または記名押印